

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一 金融商品取引業者（<u>第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）</u>に限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）又は投資運用業を行う者に限る。）</p> <p>二 二十四（略）</p> <p>二十五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時に掲げる資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者</p> <p>イ 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。） 五千万円</p> <p>ロ ホ（略）</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一 金融商品取引業者（<u>第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）</u>に限り、）又は投資運用業を行う者に限る。）</p> <p>二 二十四（略）</p> <p>二十五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時に掲げる資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者</p> <p>イ 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、） 五千万円</p> <p>ロ ホ（略）</p>

二十六・二十七 (略)

2512 (略)

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者(法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))に限る。又は登録金融機関

二5四 (略)

2 (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一5七 (略)

七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

(1) (略)

(2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を

二十六・二十七 (略)

2512 (略)

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
又は登録金融機関

二5四 (略)

2 (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一5七 (略)

七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

(1) (略)

(2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を

運用することを目的とした信託契約（次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

(i)～(iv) (略)

ロ～ハ (略)

八～十 (略)

十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。）のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ～ハ (略)

十二 (略)

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ～ハ (略)

ニ 直接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額が、当該権利を有する全ての者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額の三分の一に相当する額を超えないこと。

十四 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人であって、資本金の額又

運用することを目的とした信託契約（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

(i)～(iv) (略)

ロ～ハ (略)

八～十 (略)

十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。）のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ～ハ (略)

十二 (略)

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ～ハ (略)

ニ 直接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額が、当該権利を有するすべての者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額の三分の一に相当する額を超えないこと。

十四 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人であって、資本金の額又

は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。次号において同じ。が、その行う同項第九号に掲げる行為（売出しの取扱い及び次号に規定する電子申込型電子募集取扱業務等（金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第七項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。次号において同じ。）に係るものを除き、同条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利に係るものに限る。）に関して、顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの

十四の二 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者が、電子申込型電子募集取扱業務等（売出しの取扱いを除く。以下この号において同じ。）を行う場合において、当該電子申込型電子募集取扱業務等に関して顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務を行う者への金銭信託で元本補填の契約のあるもの（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの

十五・十六 (略)

2
4 (略)

は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。が、その行う同項第九号に掲げる行為（売出しの取扱いを除き、同条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利に係るものに限る。）に関して、顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの

(新設)

十五・十六 (略)

2
4 (略)